平成２６年（フ）第１５６６号
札幌市中央区南５条西22丁目１番18―207号
債務者　鈴木二三代（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５６９号
札幌市西区琴似１条６丁目１番31―103号
債務者　高橋　潤子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５７３号
札幌市東区北21条東23丁目５番18―801号
債務者　由利　　明
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５７４号
北海道千歳市白樺５丁目３番地の６
債務者　飛野　直子（旧姓道端・片岡）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８３号
札幌市東区北25条東18丁目４番５―303号
債務者　加藤　愛弓
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８８号
札幌市東区北37条東14丁目３番24―203号
債務者　久田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田乙83番地
債務者　風間　洋子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１７４号
群馬県高崎市通町42番地　八幡ビル402号
債務者　土屋　昌子（旧姓奥木）
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第３４号
埼玉県秩父市大野原706番地３
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
相模原市中央区東淵野辺３丁目11番５号
ヴェルドミール306
債務者　増子　和也
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５０号
新潟県三条市西本成寺１丁目26番22号
債務者　竹内真奈美
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第７７号
新潟県新発田市東新町４丁目３番15号ＡＴＯＭＯ―１　201
債務者　武者　祐太
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第７８号
新潟県新発田市東新町４丁目３番15号ＡＴＯＭＯ―１　201
債務者　武者　映子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第８４号
新潟県新発田市月岡温泉489番地５
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第１８６号
静岡県富士市伝法2820番地の15、前住所静岡県富士市石坂606番地の９　雇用促進住宅２―107号、前々住所静岡県富士市松岡1137番地の１　サンハイツ常盤Ｂ―301号
債務者　平野　幸央
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２８６号
堺市堺区大仙中町２―13　朝日プラザ大仙6005号室、住民票上の住所堺市堺区出島町２丁７番３号
債務者　平井　裕加
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９６号
大阪府東大阪市鴻池本町６番10号　タケダＭＳ305号、住民票上の住所大阪府松原市上田１丁目３番18―301号
債務者　新治　保人
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係